

参考資料 2 平成18年度動物愛護管理関連予算(案)の概要等

1 環境本省

単位:千円

事 項	平成17年度	平成18年度	対前年度比	
			増減額	比率(%)
動物愛護管理推進費(合計)	43,003	107,037	64,034	249%
調査連絡事務費	2,296	6,535	4,239	285%
飼養動物との共生基盤強化事業	15,990	26,366	10,376	165%
(新)基本指針検討・推進事業	0	21,830	21,830	
(新)個体識別措置推進事業	0	43,200	43,200	
動物の適正飼養推進事業費	5,069	9,106	4,037	180%
家庭動物の終生飼養推進事業費	19,648	0	-19,648	(事業終了)

2 地方環境事務所

単位:千円

事 項	平成17年度	平成18年度	対前年度比	
			増減額	比率(%)
(新)動物愛護普及啓発事業	0	5,341	5,341	

1 飼養動物との共生基盤強化事業 26,366 千円

〔背景・目的〕

- ・動物愛護管理法の認知度は20%と低く不適正な動物の飼養に起因する虐待や迷惑問題も発生。
- ・普及啓発を行うためのツールの作成や動物愛護週間中央行事、シンポジウム等の開催等総合的な普及啓発を推進する必要がある。
- ・動物愛護管理法の改正等により各種飼養保管基準、動物愛護管理センターガイドライン等の改定や作成が必要となっている。

〔事業内容〕

- ・動物愛護管理行政の各種課題をテーマとしたシンポジウムの開催や動物愛護管理に関するワークショップ、動物愛護管理功労者表彰等を内容とした動物愛護週間中央行事、パンフレット等の作成を行う。
- ・改正動物愛護管理法の趣旨等を踏まえ、各種基準、ガイドライン等の作成を行う。

2 基本指針検討・推進事業（平成18年度～平成23年度） 21,830 千円

〔背景・目的〕

- ・改正動物愛護管理法により、動物愛護管理施策を総合的に推進するため、都道府県においては環境大臣が定める基本指針に則して動物愛護管理推進計画を定めることとされたところ。

〔事業内容〕

- ・基本指針の策定及びフォローアップ。
- ・推進計画の策定手順や内容等を示したガイドラインの策定。
- ・継続的かつ経年的な動物愛護管理に関する実態等を調査する動物愛護管理センサスの実施。

3 個体識別措置推進事業（平成18年度～平成20年度） 43,200 千円

〔背景・目的〕

- ・改正動物愛護管理法により、特定動物の飼養等に関し、全国一律の許可制が導入されるとともに、個体識別措置が義務化。また、犬及びねこ等を含む飼養動物全般については、所有者明示措置（努力規定）の具体的方法を環境大臣が定めることとされたところ。
- ・我が国においては、個体識別措置の有用性等に関する社会的理解が十分ではなく、諸外国に比べても極端に実施率が低いのが現状。
- ・このため、個体識別措置関連技術の支援やその必要性・有用性に係る普及啓発等を実施。

〔事業内容〕

- ・ 個体識別措置のための技術マニュアル及びDVDを作成し、全国の5～6箇所において技術研修を実施。
- ・ 平成18年度中に個体識別データに関するデータベース・ネットワークの整備を行い、平成19年度からの運用を目指す。
- ・ 普及啓発の実施等による所有者明示措置の推進。（動物の飼い主に対する普及啓発資料の作成、貸出用のマイクロチップリーダーの配備等を予定）

4 動物の適正飼養推進事業（平成7年度～） 9,106千円

〔背景・目的〕

- ・ 家庭動物の重要性が高まる一方で、不適正な飼養や取扱いによるトラブルが顕在化。
- ・ 都道府県等に引き取られる犬・ねこが全国で約38万頭、その大半が殺処分。
- ・ 飼い主に対し、動物の適正飼養を周知徹底する必要がある。

〔事業内容〕

- ・ 都道府県等の動物愛護管理担当職員の知識技能の向上を図るための講習会（適正飼養講習会）を全国4～5箇所において実施。
- ・ 上記講習会の教材の一つとして、危険動物の飼養や所有者明示措置、感染症の予防に関する説明マニュアルを作成。（平成18年度～平成20年度）

5 動物愛護普及啓発事業（地方環境事務所）（平成18年度～） 5,341千円

〔背景・目的〕

- ・ 平成17年10月から環境省の地方支分部局となる地方環境事務所が設置されたところ。
- ・ これらの施設や人材を活用するとともに、本省で作成した様々な普及啓発資料等を活用し、機動的に普及啓発・広報活動を実施する必要がある。

〔事業内容〕

- ・ 地方環境事務所において、パンフレットの配布や動物愛護週間等にイベント等を行う。